

「障害福祉制度と聴覚障害に関することについて」（「宇治市の障害福祉」の補足）

P 1 0 補装具・日常生活用具 ほか

（注）種目により介護保険対象の人は介護保険での給付が優先となります。

身体障害者手帳により補装具・日常生活用具の給付を利用されている方も介護保険の第1号・第2号被保険者になると介護保険優先となります。

介護保険制度で利用できない補装具（例：車椅子（オーダー））等については、障害福祉制度になりますのでお問い合わせください。

補装具・日常生活用具はどちらも事前申請となります。申請された後に、決定し給付券を発行します。給付券は見積り業者に提出すると現物と交換になりますので、すでに購入されているものは対象とはなりません。

P 1 2 住宅改修費の助成

介護保険の住宅改修制度を利用後、重度の身体障害者に対して追加助成となります。条件等がありますのでお問い合わせください。

P 1 8 手話通訳者・要約筆記者の派遣

宇治市では定期的なヘルパー利用の際、手話通訳派遣・要約筆記派遣制度の利用はできませんが月に1回のケアマネとの面談、サービス定着のためヘルパー利用時の手話・要約筆記派遣も対応できる場合もありますので障害福祉課（手話・要約筆記派遣担当）までご相談ください。

ろう者…音声言語を習得する前に失聴した人で、そのため多くの人は手話を第一言語としています。（日本語の読み書きが苦手な方が多い）

難聴者…聞こえにくいですが、まだ聴力が残っている人です。補聴器を使って会話ができる人から、わずかな音しか入らない難聴者まで様々です。

中途失聴者…音声言語を習得した後に聞こえなくなった人でまったく聞こえない中途失聴者でもほとんどの人は話すことができます。